

所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の
防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王
国との間の条約（新旧対照）

（参考）

改正後	改正前
所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約 日本国及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、 所得及び譲渡収益に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための新たな条約を締結することを希望して、 次のとおり協定した。 第一条 (略) 第二条 1 この条約は、次の租税について適用する。 (a) 日本国については、 (i) (略) (ii) (略) (iii) 復興特別所得税	所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約 日本国及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、 所得及び譲渡収益に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための新たな条約を締結することを希望して、 次のとおり協定した。 第一条 (略) 第二条 1 この条約は、次の租税について適用する。 (a) 日本国については、 (i) 所得税 (ii) 法人税

(iv) 復興特別法人税

(v) (略)

(以下「日本国の租税」という。)

(b) 英国については、

(i) から (iii) まで (略)

(以下「英国の租税」という。)

2 (略)

第三条から第六条まで (略)

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、2の規定により当該恒久的施設に帰せられる利得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 この条及び第二十三条の規定の適用上、各締約国において

(iii) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) 英国については、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(iii) 譲渡収益税

(以下「英国の租税」という。)

2 (略)

第三条から第六条まで (略)

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が

1に規定する恒久的施設に帰せられる利得は、企業が当該恒久的施設及び当該企業の他の構成部分を通じて果たす機能、使用する資産及び引き受ける危険を考慮した上で、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う分離し、かつ、独立した企業であるとしたならば、特に当該企業の他の構成部分との取引においても、当該恒久的施設が取得したとみられる利得とする。

3

一方の締約国が、いずれかの締約国の企業の恒久的施設に帰せられる利得を2の規定により調整し、それに伴い、他方の締約国において租税を課された当該企業の利得に租税を課する場合には、当該他方の締約国は、その利得に対する二重課税を除去するために必要な範囲に限り、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う別個のかつ分離した企業であつて、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行うものであるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3

恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用であつて当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、控除することを認められる。

4

2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつて当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならない。

5

恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を

4| 他の条で別個に取り扱われている種類の所得、利得又は収益が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

第八条 (略)

第九条

1 (略)

行つたことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

6| 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

7| 他の条で別個に取り扱われている種類の所得、利得又は収益が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

第八条 (略)

第九条

1 次の(a)又は(b)に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかったものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配

2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であつたとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

3 1の規定にかかわらず、一方の締約国は、1という条件がないとしたならば当該一方の締約国の企業の利得として更正の対象となつたとみられる利得に係る課税年度又は賦課年度の終了時から十年以内に当該企業の利得に対する調査を開始しない場合には、1という状況においても、当該利得の更正をしてはならない。この3の規定は、不正に租税を免れた場

又は資本に直接又は間接に参加している場合

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

2 一方の締約国において租税を課された当該一方の締約国の企業の利得を他方の締約国が1の規定により当該他方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、当該一方の締約国の権限のある当局が、その算入された利得が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であつたとしたならば当該他方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であることにつき当該他方の締約国の権限のある当局との間で合意するときは、当該一方の締約国は、当該利得に対して当該一方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払う。

3 1の規定にかかわらず、一方の締約国は、1という条件がないとしたならば当該一方の締約国の企業の利得として更正の対象となつたとみられる利得に係る課税年度又は賦課年度の終了時から七年以内に当該企業の利得に対する調査を開始しない場合には、1という状況においても、当該利得の更正をしてはならない。この3の規定は、不正に租税を免れた場

合又は定められた期間内に調査を開始することができないことが当該企業の作為若しくは不作為に帰せられる場合には、適用しない。

第十条

1 (略)

2 1に規定する配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

合又は定められた期間内に調査を開始することができないことが当該企業の作為若しくは不作為に帰せられる場合には、適用しない。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、別段の定めがある場合を除くほか、次の額を超えないものとする。

(a) 当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の十パーセント以上に相当する株式を直接又は間接に所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十パーセント

この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充て

- 3 2の規定にかかわらず、配当に対しては、当該配当の受益者が一方の締約国の居住者であり、かつ、次の(a)又は(b)に該当する場合には、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国においては、租税を課することができない。
- (a) 当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の十パーセント以上に相当する株式を直接又は間接に所有する法人
- (b) (略)
- 4 2及び3の規定は、配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。
- 5 3(a)の規定は、日本国における課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができる法人によつて支払われる配当については、適用しない。
- 6 (略)

- られる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。
- 3 2の規定にかかわらず、配当に対しては、当該配当の受益者が一方の締約国の居住者であり、かつ、次の(a)又は(b)に該当する場合には、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国においては、租税を課することができない。
- (a) 当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の五十パーセント以上に相当する株式を直接又は間接に所有する法人
- (b) 年金基金又は年金計画（当該配当が、当該年金基金又は年金計画が直接又は間接に事業を遂行することにより取得されたものでない場合に限る。）
- 4 2(a)及び3(a)の規定は、日本国における課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができる法人によつて支払われる配当については、適用しない。
- 5 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及び支払者が居住者とされる締約国の租税に関する法令上株式か

7|

(略)

8|

(略)

9|

一方の締約国の居住者が優先株式その他これに類する持分

ら生ずる所得と同様に取り扱われる所得をいう。

6|

1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

7|

一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から所得、利得又は収益を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた所得、利得又は収益から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

8|

一方の締約国の居住者が優先株式その他これに類する持分

(以下この9において「優先株式等」という。) に関して他方の締約国の居住者から配当の支払を受ける場合において、次の(a)に規定する事項及び(b)に規定する事項に該当する者が当該配当の支払の基因となる優先株式等と同等の当該一方の締約国の居住者の優先株式等を有していないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該配当の支払の基因となる優先株式等の発行を受け、又はこれを所有することはなかったであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該配当の受益者とはされない。

(a) 及び (b) (略)

10|

(略)

第十一条

(以下この8において「優先株式等」という。) に関して他方の締約国の居住者から配当の支払を受ける場合において、次の(a)に規定する事項及び(b)に規定する事項に該当する者が当該配当の支払の基因となる優先株式等と同等の当該一方の締約国の居住者の優先株式等を有していないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該配当の支払の基因となる優先株式等の発行を受け、又はこれを所有することはなかったであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該配当の受益者とはされない。

(a) 当該他方の締約国の居住者が支払う配当に関し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。

(b) いずれの締約国の居住者でもないこと。

9| 配当の支払の基因となる株式その他の権利の設定又は移転に関与した者が、この条の特典を受けることを当該権利の設定又は移転の主たる目的の全部又は一部とする場合には、当該配当に対しては、この条に定める租税の軽減又は免除は与えられない。

第十一条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である利子に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、債務者若しくはその関係者の収入、売上げ、所得、利得その他の資金の流入、債務者若しくはその関係者の有する資産の価値の変動若しくは債務者若しくはその関係者が支払う配当、組合の分配金その他これらに類する支払金を基礎として算定される利子又はこれに類する利子であつて、一方の締約国内において生ずるものに対しては、当該利子が生じた一方の締約国において、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、次のいずれかの場合に該当するものについては、他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該利子の受益者が、当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の中央政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府が全面的に所有する機関である場合

(b) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であつて、当該利子が、当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の中央政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府が全面的に所有する機関によつて保証された債権、これらによつて保険の引

受けが行われた債権又はこれらによる間接融資に係る債権
に關して支払われる場合

(c) 当該利子の受益者が、次のいずれかに該当する当該他方
の締約国の居住者である場合

(i) 銀行

(ii) 保険会社

(iii) 証券会社

(iv) (i)から(iii)までに掲げるもの以外の企業で、当該利子の
支払が行われる課税年度の直前の三課税年度において、
その負債の五十パーセントを超える部分が金融市場にお
いて発行された債券又は有利子預金から成り、かつ、そ
の資産の五十パーセントを超える部分が当該居住者と第
九条1(a)又は(b)にいう關係を有しない者に対する信用に
係る債権から成るもの

(d) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者である年
金基金又は年金計画であつて、当該利子が、当該年金基金
又は年金計画が直接又は間接に事業を遂行することにより
取得されたものでない場合

(e) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であつ
て、当該利子が、当該他方の締約国の居住者により行われ

る信用供与による設備又は物品の販売の一環として生ずる債権に関して支払われる場合

4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府が全面的に所
有する機関」とは、次のものをいう。

(a) 日本国については、

(i) 日本銀行

(ii) 国際協力銀行

(iii) 独立行政法人日本貿易保険

(iv) 日本国政府が資本の全部を所有するその他の類似の機
関で両締約国の政府が外交上の公文の交換により随時合
意するもの

(b) 英国については、

(i) イングランド銀行

(ii) 英連邦開発公社

(iii) 英国政府が資本の全部を所有するその他の類似の機関
で両締約国の政府が外交上の公文の交換により随時合意
するもの

3 この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る
債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有
無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社

5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係
る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の
有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は

債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）及び他の所得で当該所得が生じた締約国の租税に関する法令上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。支払の遅延に対して課される損害金は、この条の規定の適用上利子には該当しない。前条で取り扱われる所得は、この条約の適用上利子には該当しない。

4 | 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）及びその他の所得で当該所得が生じた締約国の租税に関する法令上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得は、この条約の適用上利子には該当しない。

6 | 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

7 | 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者（いずれかの締約国の居住者であるか否かを問わない。）が、その者が居住者とされる国以外の国に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となった債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、次に定めるところによる。

5|

(略)

6|

(略)

(a) 当該恒久的施設が一方の締約国内にある場合には、当該利子は、当該一方の締約国内において生じたものとされる。

(b) 当該恒久的施設が両締約国以外の国にある場合には、当該利子は、いずれの締約国内においても生じなかったものとされる。

8| 利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるとき（理由のいかんを問わない。）は、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

9| 一方の締約国の居住者がある債権に関して他方の締約国の居住者から利子の支払を受ける場合において、次の(a)に規定する事項及び(b)に規定する事項に該当する者が当該債権と同等の債権を当該一方の締約国の居住者に対して有していないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該利子の支払の基因となる債権を取得することはなかったであろうと認め

(略)

第十二条

第十三条

(略)

(略)

(略)

られるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該利子の受益者とはされない。

(a) 当該他方の締約国内において生ずる利子に関し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。

(b) いずれの締約国の居住者でもないこと。

10| 利子の支払の基因となる債権の設定又は移転に関与した者が、この条の特典を受けることを当該債権の設定又は移転の主たる目的の全部又は一部とする場合には、当該利子に対しては、この条に定める租税の軽減又は免除は与えられない。

第十二条 (略)

第十三条

(略)

2 一方の締約国の居住者が法人の株式又は組合若しくは信託財産の持分の譲渡によって取得する収益に対しては、当該法人、組合又は信託財産の資産の価値の五十パーセント以上が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものにより直接又は間接に構成される場合に限り、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、当該

3

次の(a)及び(b)の規定に該当する場合には、一方の締約国の居住者が(b)に規定する株式の譲渡（(a)の資金援助が最初に行われた日から五年以内に行われる譲渡に限る。）によって取得する収益に対しては、他方の締約国において租税を課することができる。

(a) 当該他方の締約国（日本国については、預金保険機構を含む。以下この3において同じ。）が、金融機関の差し迫った支払不能に係る破綻処理に関する当該他方の締約国の法令に従って、当該他方の締約国の居住者である金融機関に対して実質的な資金援助を行う場合

(b) 当該一方の締約国の居住者が当該他方の締約国から当該金融機関の株式を取得する場合

譲渡に係る株式又は持分と同じ種類の株式又は持分（以下「同種の株式等」という。）が第二十二条7(c)に規定する公認の有価証券市場において取引され、かつ、当該一方の締約国の居住者及びその特殊関係者が保有し、又は所有する同種の株式等の数が同種の株式等の総数の五パーセント以下である場合は、この限りでない。

3

2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の発行した株式の譲渡によって取得する収益（当該一方の締約国において租税が課されないものに限る。）に対しては、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(a) 譲渡者が保有し、又は所有する株式（当該譲渡者の特殊関係者が保有し、又は所有する株式であつて当該譲渡者が保有し、又は所有するものと合算されるものを含む。）の数が、当該譲渡が行われた課税年度又は賦課年度中のいずれかの時点において当該法人の発行済株式の総数の二十五パーセント以上であること。

(b) 譲渡者及びその特殊関係者が当該譲渡が行われた課税年度又は賦課年度中に譲渡した株式の総数が、当該法人の発

4 2及び3の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

5 一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によつて当該企業が取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

6 (略)

第十四条から第二十一条まで (略)

第二十二条

1 一方の締約国の居住者であつて他方の締約国において第十条3、第十一条1、第十二条、第十三条又は前条に定める所得、利得又は収益を取得するものは、2に規定する適格者に該当し、かつ、これらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たす場合に限り、各

行済株式の総数の五パーセント以上であること。

4 2及び3の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産の譲渡から生ずる収益（当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

5 一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る財産の譲渡によつて当該企業が取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

6 (略)

第十四条から第二十一条まで (略)

第二十二条

1 一方の締約国の居住者であつて他方の締約国において第七条、第十条3、第十一条3、第十二条、第十三条又は前条に定める所得、利得又は収益を取得するものは、2に規定する適格者に該当し、かつ、これらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たす場合に

課税年度又は賦課年度において、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。ただし、これらの規定により認められる特典を受けることに関し、この条に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2

(略)

3 一方の締約国の居住者である法人は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国において取得する第十条3、第十一条1、第十二条、第十三条又は前条に定める所得、利得又は収益に関し、七以下の同等受益者が当該法人の議決権の七十五パーセント以上に相当する株式を直接又は間接に所有し、かつ、当該法人がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。

4

(略)

5 (a) 一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国において取得する第十条3、第十一条1、第十二条、第十三条又は前条に定める所得、利得又は収益に関し、当該居住者が当該一方の締約国内において事業を行っており、当該所得、利得又は収益が当該事業に

限り、各課税年度又は賦課年度において、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。ただし、これらの規定により認められる特典を受けることに関し、この条に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2

(略)

3 一方の締約国の居住者である法人は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国において取得する第七条、第十条3、第十一条3、第十二条、第十三条又は前条に定める所得、利得又は収益に関し、七以下の同等受益者が当該法人の議決権の七十五パーセント以上に相当する株式を直接又は間接に所有し、かつ、当該法人がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。

4

(略)

5 (a) 一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国において取得する第七条、第十条3、第十一条3、第十二条、第十三条又は前条に定める所得、利得又は収益に関し、当該居住者が当該一方の締約国内において事業を行っており、当該所得、利得又は収益が

関連し、又は付随して取得されるものであり、かつ、当該居住者がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。ただし、当該事業が、当該居住者が自己の勘定のために投資を行い、又は管理するもの（銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除く。）である場合は、この限りでない。

(b) (略)

(c) (略)

当該事業に関連し、又は付随して取得されるものであり、かつ、当該居住者がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。ただし、当該事業が、当該居住者が自己の勘定のために投資を行い、又は管理するもの（銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除く。）である場合は、この限りでない。

(b) 一方の締約国の居住者が、他方の締約国内において行う事業から所得、利得若しくは収益を取得する場合又は当該居住者と第九条1(a)若しくは(b)という関係を有する者から他方の締約国内において生ずる所得、利得若しくは収益を取得する場合には、当該居住者が当該一方の締約国内において行う事業が、当該居住者又は当該関係の有する者が当該他方の締約国内において行う事業との関係において実質的なものでなければ、当該所得、利得又は収益について(a)に規定する条件を満たすこととはならない。この(b)の規定の適用上、事業が実質的なものであるか否かは、すべての事実及び状況に基づいて判断される。

(c) (a)の規定に基づきある者が一方の締約国内において事業

を行っているか否かを決定するに当たって、その者が組合員である組合が行う事業及びその者に関連する者が行う事業は、その者が行うものとみなす。一方の者が他方の者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上に相当する株式）を所有する場合又は第三者がそれぞれの者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上に相当する株式）を直接又は間接に所有する場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。また、すべての事実及び状況に基づいて、一方の者が他方の者を支配している場合又はそれぞれの方が一若しくは二以上の同一の者によって支配されている場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。

6 一方の締約国の居住者は、適格者に該当せず、かつ、3及び5の規定に基づき第十条3、第十一条1、第十二条、第十三条又は前条に定める所得、利得又は収益についてこれらの規定により認められる特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、他方の締約国の権限のある当局が、当該締約国の法令又は行政上の慣行に従って、当該居住者の

6 一方の締約国の居住者は、適格者に該当せず、かつ、3及び5の規定に基づき第七条、第十条3、第十一条3、第十二条、第十三条又は前条に定める所得、利得又は収益についてこれらの規定により認められる特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、他方の締約国の権限のある当局が、当該締約国の法令又は行政上の慣行に従って、当該

設立、取得又は維持及びその業務の遂行がこれらの規定により認められる特典を受けることをその主たる目的の一つとするものでないと認定するときは、これらの規定により認められる特典を受けることができる。

7 この条の適用上、

- (a) (略)

- (b) (略)

- (c) 「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。

- (i) (略)

- (ii) 日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五

居住者の設立、取得又は維持及びその業務の遂行がこれらの規定により認められる特典を受けることをその主たる目的の一つとするものでないと認定するときは、これらの規定により認められる特典を受けることができる。

7 この条の適用上、

- (a) 「適格政府機関」とは、一方の締約国の政府、一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、日本銀行、イングランド銀行又は一方の締約国の政府若しくは一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が直接若しくは間接に全面的に所有する者をいう。

- (b) 「主たる種類の株式」とは、法人の議決権の過半数を占める普通又は一般の株式をいう。ただし、普通又は一般の株式が単独で法人の議決権の過半数を占めていない場合には、合計して当該法人の議決権の過半数を占める二以上の種類の株式をいう。

- (c) 「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。

- (i) ロンドン証券取引所及び千九百八十六年金融サービス法又は二千年金融サービス市場法に基づき公認された有価証券市場

- (ii) 日本国の証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

号)に基づき設立された有価証券市場

(iii) (略)

(iv) (略)

(d) (略)

に基づき設立された証券取引所又は証券業協会により設立された有価証券市場

(iii) スイス証券取引所、アイルランド証券取引所、アムステルダム証券取引所、ブリュッセル証券取引所、デュッセルドルフ証券取引所、フランクフルト証券取引所、ハンプルク証券取引所、ヨハネスブルク証券取引所、ルクセンブルク証券取引所、マドリッド証券取引所、ミラノ証券取引所、ニューヨーク証券取引所、パリ証券取引所、シンガポール証券取引所、ストックホルム証券取引所、シドニー証券取引所、トロント証券取引所及びウィーン証券取引所並びにナスダック市場

(iv) この条の適用上、両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するもの

(d) 「持分証券」とは、持分に係る証券（債権に基づくものを除く。）であつて、個人若しくは法人以外の者の資産若しくは所得に関する権利又は当該者から利得の分配を受ける権利を与えられたものをいう。「主たる種類の持分証券」とは、個人又は法人以外の者の価値の過半を占める持分証券をいう。ただし、持分証券が単独で当該者の価値の過半を占めていない場合には、合計して当該者の価値の過

(e) (略)

(i) (略)

(aa) (略)

(bb) (略)

(cc) 第十条 3、第十一条 1、第十二条、第十三条又は前

条に定める所得、利得又は収益に関し、当該居住者が、この条約の特典が要求されるこれらの規定に定め

半を占める二以上の種類の持分証券をいう。

(e) 「同等受益者」とは、次の(i)又は(ii)のいずれかの者をいう。

(i) この条約の特典が要求される締約国との間に租税に関する二重課税の回避のための条約（以下「租税条約」という。）を有している国の居住者であつて、次の(aa)から(cc)までに掲げる要件を満たすもの

(aa) 租税条約が実効的な情報交換に関する規定を有すること。

(bb) 当該居住者が、租税条約の特典条項に基づき適格者に該当すること又は租税条約にそのような規定がない場合には、租税条約に2の規定に相当する規定が含まれているとしたならば、当該居住者がその規定により適格者に該当するであろうとみられること（租税条約の規定が2(g)の規定に相当する規定である場合には、2(g)(i)の規定に相当する規定により適格者に該当することとなるときに限る。）。

(cc) 第七条、第十条 3、第十一条 3、第十二条、第十三条又は前条に定める所得、利得又は収益に関し、当該居住者が、この条約の特典が要求されるこれらの規定

る種類の所得、利得又は収益について租税条約の適用を受けたとしたならば、この条約に規定する税率以下の税率の適用を受けるであろうとみられること。

(ii) (略)

第二十三条

1 英国外の領域において納付される租税を英国の租税から控

除すること又は英国外の領域において生ずる配当若しくは英国外の領域にある恒久的施設の利得に係る英国の租税を免除することに関する英国の法令の規定（この1に規定する一般原則に影響を及ぼさないものに限る。）に従い、

(a) 日本国内の源泉から生ずる所得、利得又は課税譲渡収益につき、日本国の法令及びこの条約の規定に従い直接に又は源泉徴収によって納付される日本国の租税（配当については、配当の支払に充てられる利得について納付される租税を除く。）は、当該日本国の租税の算定の基礎となった当該所得、利得又は課税譲渡収益について算定される英国の租税から控除する。

(b) 日本国の居住者である法人が英国の居住者である法人に

に定める種類の所得、利得又は収益について租税条約の適用を受けたとしたならば、この条約に規定する税率以下の税率の適用を受けるであろうとみられること（租税条約に規定する要件がこの条約に規定する要件よりも制限的でない場合に限る。）。

(ii) 2 (a) から (e) までに掲げる適格者

第二十三条

1 英国外の領域において納付される租税を英国の租税から控

除することに関する英国の法令（その一般原則に影響を及ぼさないものに限る。）の規定に従い、

(a) 日本国内の源泉から生ずる所得、利得又は課税譲渡収益につき、日本国の法令及びこの条約の規定に従い直接に又は源泉徴収によって納付される日本国の租税（配当については、配当の支払の基因となった利得について納付される租税を除く。）は、当該日本国の租税の算定の基礎となった当該所得、利得又は課税譲渡収益について算定される英国の租税から控除する。

支払う配当については、英国の法令に規定する免除を受ける条件が満たされる場合には、英国の租税を免除する。

(c) 英国の居住者である法人の日本国内にある恒久的施設の利得については、英国の法令に基づいて免除を適用することができ、かつ、英国の法令に規定する免除を受ける条件が満たされる場合には、英国の租税を免除する。

(d) 日本国の居住者である法人が、その議決権の十パーセント以上を直接又は間接に支配する英国の居住者である法人に支払う配当であつて、(b)の規定に基づいて租税が免除されないものについては、(a)に規定する英国の租税からの控除を行うに当たり、当該日本国の居住者である法人が当該配当の支払に充てられる利得について納付する日本国の租税を考慮に入れるものとする。

2 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従つて英国において租税を課される所得を英国において取得する場合には、当該所得について納付される英国の租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、当該所得に対応する日本国の租税の額を超えないものとする。

(b) 日本国の居住者である法人が、その議決権のある株式の十パーセント以上を直接又は間接に支配する英国の居住者である法人に支払う配当に関しては、英国の租税からの控除を行うに当たり、(a)の規定に基づいて控除される日本国の租税のほかに、当該日本国の居住者である法人が当該配当の支払の基因となつた利得について納付する日本国の租税を考慮に入れるものとする。

2 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、
(a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従つて英国において租税を課される所得を英国において取得する場合には、当該所得について納付される英国の租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応

3

(略)

第二十四条

1 及び 2

(略)

3 第九条 1、第十条 9 若しくは 10、第十一条 5 から 7 まで、第十二条 4 から 6 まで又は第二十一条 3 から 5 までの規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者に支払った配当、利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の居住者の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4

(略)

第二十五条

する部分を超えないものとする。

(b) 英国において取得される所得が、英国の居住者である法人により、その議決権のある株式の二十五パーセント以上を配当の支払義務が確定する日に先立つ六箇月の期間を通じて所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付される英国の租税を考慮に入れるものとする。

3

(略)

第二十四条

1 及び 2

(略)

3 第九条 1、第十条 8 若しくは 9、第十一条 8 から 10 まで、第十二条 4 から 6 まで又は第二十一条 3 から 5 までの規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者に支払った配当、利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の居住者の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4

(略)

第二十五条

1 及び 2 (略)

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に
関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努め
る。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定め
ない場合における二重課税を除去するため、相互に協議す
ることができる。

4 (略)

5 (a) 一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の
規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に
従い、当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申
立てをし、かつ、

(b) 当該一方の締約国の権限のある当局から他方の締約国の
権限のある当局に対し当該事案に関する協議の申立てをし
た日から二年以内に、2の規定に従い、両締約国の権限の
ある当局が当該事案を解決するための合意に達することが
できない場合において、

当該者が要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁
に付託される。ただし、当該未解決の事項についていずれか
の締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行った場合に
は、当該未解決の事項は仲裁に付託されない。当該事案に

1 及び 2 (略)

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に
関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努め
る。

4 (略)

よって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず実施される。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によって定める。

6 5の規定は、第四条3の規定に該当する事案については、適用しない。

第二十六条

1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関

第二十六条

1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定又はこの条約が適用される租税及び両締約国が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）の規定の実施に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関

与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。この2の第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づき他の目的のために使用することができ、かつ、他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可する場合には、他の目的のために使用することができる。

3から5まで （略）

第二十六条のA

1 両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行う。この支援は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 この条において、「租税債権」とは、第二条の規定によって対象とされる租税であつて両締約国が課するもの及び次に掲げる租税（その課税がこの条約又は両締約国が当事国となつている他の取極の規定に反しない場合に限る。）の額並びに当該租税の額に関する利子、行政上の金銭罰及び徴収又は保全の費用をいう。

(a) 日本国については、

与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ、かつ、これらの者又は当局がそれぞれの職務を遂行するために必要な範囲でのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそれぞれの職務の遂行のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。

3から5まで （略）

(i)	消費税
(ii)	相続税
(iii)	贈与税
(b)	英国については、
(i)	付加価値税
(ii)	相続税
(c)	その他の租税で両締約国の政府が外交上の公文の交換により合意するもの
3	一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づき執行することができるものであり、かつ、その徴収における支援の要請の時ににおいて当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づき当該租税債権の徴収を停止させることができない場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づき、他方の締約国の権限のある当局による徴収のために引き受けられるものとする。
	当該租税債権は、この3の規定に基づいて当該他方の締約国が要請することができる条件を満たす当該他方の締約国の租税債権と同様に、当該他方の締約国により、当該他方の締約国の租税の執行及び徴収について適用される当該他方の締約国の法令に従って徴収される。

4 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づきその徴収を確保するために当該一方の締約国が保全の措置をとることができるものである場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づき、他方の締約国の権限のある当局による保全の措置のために引き受けられるものとする。当該他方の締約国は、その保全の措置をとる時において当該租税債権が当該一方の締約国において執行することができないものである場合又は当該租税債権を負担する者がその徴収を停止させる権利を有する場合であつても、当該租税債権が自国の租税債権であるとした場合と同様に、当該他方の締約国の法令に従つて当該保全の措置をとる。

5 3及び4の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局により引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令の下で租税債権であるとの理由により適用される時効の対象とされず、かつ、その理由により適用される優先権を与えられない。3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために当該一方の締約国の権限のある当局により引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、

他方の締約国の法令の下で適用される優先権を有するものでない。

6 5の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局により引き受けられた租税債権の徴収に当たって当該一方の締約国がとつた措置は、当該措置が他方の締約国によつてとられたならば、当該他方の締約国の法令に従つて当該租税債権について適用される時効を停止し、又は中断する効果を有することとなる場合には、当該他方の締約国の法令の下においても同様の効果を有する。当該一方の締約国は、当該措置について当該他方の締約国に通報する。

7 一方の締約国の租税債権の存在、有効性又は金額に関する争訟の手続は、他方の締約国の裁判所又は行政機関に提起されない。

8 一方の締約国が3又は4の規定に基づいて要請した後、他方の締約国が関連する租税債権を徴収し、当該一方の締約国に送金するまでの間に、当該租税債権が次の(a)又は(b)の規定に該当しなくなった場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該他方の締約国の権限のある当局に対しその事実を速やかに通報し、当該他方の締約国の選択により、当該

一方の締約国は、その要請を停止し、又は撤回する。

(a) 3の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国の法令に基づき執行することができるときであり、かつ、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づき当該租税債権の徴収を停止させることができないものであること。

(b) 4の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国がその法令に基づきその徴収を確保するために保全の措置をとることができるものであること。

9 この条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 公の秩序に反することとなる措置をとること。

(c) 他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づき徴収又は保全のために全ての妥当な措置をとっていない場合に支援を行うこと。

(d) 当該一方の締約国の行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。

(e) 支援を要請された租税が一般的に認められている課税の原則に反して課されたと当該一方の締約国が認める場合に支援を行うこと。

10 この条の規定に基づいて支援が行われる前に、両締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施方法（各締約国に対する支援の程度の均衡を確保するための合意を含む。）について合意する。特に、両締約国の権限のある当局は、一方の締約国が特定の年に行うことができる支援の要請の数の上限、支援を要請することができる租税債権の最低金額及びこの条の規定に基づいて徴収された額の送金に関する手続規則について合意する。

第二十七条から第二十九条まで (略)
(以下本文略)

議定書

所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、日本国及びグレートブリテン及び北アイルランド連合

第二十七条から第二十九条まで (略)
(以下本文略)

議定書

所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、日本国及びグレートブリテン及び北アイルランド連合

王国は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 条約第三条1(m)に関し、年金基金又は年金計画は、日本国の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八条若しくは第十條の二又は同法附則第二十条第一項（これらの一般原則を變更することなく隨時行われる改正の後のものを含む。）に規定する租税が課される場合においても、条約第三条1(m)(ii)にいう活動に関して取得する所得につき租税を免除される者として取り扱われる。

2
(略)

3|
(略)

王国は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 条約第三条1(m)に関し、年金基金又は年金計画は、日本国の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八条若しくは第十條の三又は同法附則第二十条第一項に規定する租税が課される場合においても、条約第三条1(m)(ii)にいう活動に関して取得する所得につき租税を免除される者として取り扱われる。

2
(略)

3 条約第十三条6に関し、財産の譲渡から生ずる収益であつて、当該財産が譲渡される財政年度のいずれかの時点において英国の居住者である者又は当該財産が譲渡される財政年度に先立つ六財政年度の間のいずれかの時点において英国の居住者であつた者が取得するものに対しては、同条6の規定は、英国が自国の法令に従つて租税を課する権利に影響を及ぼすものではない。

4| 条約第十四条1に関し、ストックオプション制度に基づき被用者が享受する利益、所得又は収益であつてストックオプションの付与から行使までの期間に関連するものは、同条の適用上、「その他これらに類する報酬」とされることが了解

される。

さらに、被用者が次の(a)から(d)までに掲げる要件を満たす場合には、二重課税を回避するため、ストックオプションの行使の時に当該被用者が居住者とならない締約国は、当該利益、所得又は収益のうち当該被用者が勤務を当該締約国内において行った期間中当該ストックオプションの付与から行使までの期間に関連する部分についてのみ租税を課することができるが了解される。

- (a) 当該被用者が、その勤務に関して当該ストックオプションを付与されたこと。
- (b) 当該被用者が、当該ストックオプションの付与から行使までの期間中両締約国内において勤務を行ったこと。
- (c) 当該被用者が、当該行使の日において勤務を行っていること。

- (d) 当該被用者が、両締約国の法令に基づき両締約国において当該利益、所得又は収益について租税を課されることになること。

除去されない二重課税を生じさせないため、両締約国の権限のある当局は、このようなストックオプション制度に関連する条約第十四条及び第二十三条の解釈又は適用に関して生

4 |

(略)

5 | 条約第二十五条5の規定に関し、

(a) 両締約国の権限のある当局は、同条5の規定に従って申し立てられた事案によって直接に影響を受ける者の作為若しくは不作為が当該事案の解決を妨げる場合又は両締約国の権限のある当局及び当該者が別に合意する場合を除くほか、同条5に規定する仲裁の要請から二年以内に仲裁決定が実施されることを確保するため、仲裁手続を合意によって定める。

(b) 仲裁のための委員会は、次の規則に従って、設置される。

(i) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の仲裁人により構成さ

ずる困難又は疑義を、条約第二十五条の規定に基づく合意によって解決するよう努める。

5 | 条約第二十二條7(e)に関し、条約第十条3の適用上、同条3の特典を要求する法人の株式を直接又は間接に所有する者が同等受益者であるか否かを決定するに当たっては、その者は、当該特典を要求する法人が所有している同条に規定する配当を支払う法人の発行する議決権のある株式と同数の株式を所有しているものとみなされることが了解される。

れる。

(ii) 各締約国の権限のある当局は、それぞれ一人の仲裁人（自国の国民とすることができる。）を任命する。両締約国の権限のある当局が任命する二人の仲裁人は、両締約国の権限のある当局が合意する手続に従い、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。

(iii) 全ての仲裁人は、いずれの締約国の税務当局の職員でもあつてはならず、及び同条1の規定に従つて申し立てられた事案に関与した者であつてはならない。第三の仲裁人は、いずれの締約国の国民でもあつてはならず、いずれの締約国内にも日常の居所を有したことがあつてはならず、及びいずれの締約国によつても雇用されたことがあつてはならない。

(iv) 両締約国の権限のある当局は、仲裁手続の実施に先立つて、全ての仲裁人及びそれらの職員が、各締約国の権限のある当局に対して送付する書面において、条約第二十六条2及び両締約国において適用される法令に規定する秘密及び不開示に関する義務と同様の義務に従うことに合意することを確保する。

(v) 各締約国の権限のある当局は、自らが任命した仲裁人

に係る費用及び自国の費用を負担する。仲裁のための委員会の長に係る費用その他の仲裁手続の実施に関する費用については、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。

(c) 両締約国の権限のある当局は、全ての仲裁人及びそれらの職員に対し、仲裁決定のために必要な情報を不当に遅滞することなく提供する。

(d) 仲裁決定は、次のとおり取り扱う。

(i) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

(ii) 仲裁決定は、条約第二十五条5の規定、この5の規定又は(a)の規定に従って決定される手続規則のいずれかに対する違反（仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。）により当該仲裁決定がいずれか一方の締約国の裁判所において無効であるとされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定は、その違反によつて無効であるとされる場合には、行われなかったものとする。

(e) 仲裁の要請が行われてから、仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局及び仲裁の要請を行った者に送達するまでの間に、両締約国の権限のある当局が仲

裁に付託された全ての未解決の事項について合意に達した場合には、当該事案は同条２の規定に従って解決されたものとし、仲裁決定は行われない。

（以下略）

6 条約第二十三条１に関し、３の規定により収益に対して英国が租税を課する場合には、英国は、当該収益が日本国内の源泉から生じたものであるとした場合における条件と同様の条件で、同条に規定する方法に従って二重課税を除去する。

（以下略）